## 操作等委託契約標準案

（本標準案を活用する上での留意点）

・本委託契約標準案の作成にあたっては、以下の受託者のうち①を想定した条文案を示している。②のような受託者に委託する場合に簡略化できる条項等については、点線囲み内にその旨を記載しているため、参照されたい。

　　　①複数人による指揮系統が明確な受託者（操作にあたる人員を十分に確保できる企業など）

　　　②指揮系統が明確でない受託者（個人や、自治会の当番制など）

・水門・陸閘等の構造、利用状況、受託者の体制等は地域によって様々であることから、標準案はあくまで参考として活用し、地域の実情に応じて適切に検討されたい。

（条文案）

・契約書の条文案を次ページ以降に示す。

〇〇港海岸の水門・陸閘等開閉操作業務委託契約書（案）

　海岸管理者（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間に、次の委託契約を締結する。

（目的）

第１条　この契約は、高潮・高波及び津波災害時において、背後地を防護し、もって背後地域の生命、財産を防護し、災害に対する防災・減災を図るため、第２条に定める施設を対象に、甲及び乙が実施すべき開閉操作等について定めたものである。

（対象とする施設）

第２条　本契約における対象施設は、別表のとおりとする。

＜別表案＞

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 所在地 |
| 〇〇水門 | 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先 |
| △△樋門 | △△市△△区△△丁目△番△号地先 |
| □□陸閘 | □□市□□区□□丁目□番□号地先 |
| ××陸閘 | ××市××区××丁目×番×号地先 |

（委託業務）

第３条　甲は、前条に定める操作施設の管理及び操作に関する次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

一　高潮・高波の発生が予測される場合の操作施設の開閉操作にかかる業務

二　津波の発生が予測される場合の操作施設の開閉操作にかかる業務

三　平常時における操作施設の巡回・清掃及び点検・試運転にかかる業務

四　異常発生時または定期的な施設備品の補充・交換及び施設本体の補修にかかる業務

|  |
| --- |
| （留意点）  ・受託者の体制等を踏まえ、適切な委託範囲を定めることが重要である。巡回、点検、補修等を委託せずに開閉操作のみを委託する場合は、第一号及び第二号のみを記載する。 |

（委託業務の実施）

第４条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　委託業務は、「○○港海岸の操作施設の操作規則」（以下、「操作規則」という。）に基づき実施する。

３　「操作規則」に定めのない事項については、本契約に基づき実施する。

（操作施設の操作）

第５条　乙は、操作規則に定められた基準に従い、操作施設の操作を行うものとする。ただし、第１１条の規定に従い退避するなど、操作員の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

２　乙は、操作員の安全確保のためやむ得ない場合を除き、操作完了後速やかに甲に対し、操作結果等を報告する。

|  |
| --- |
| （留意点）  ・操作施設の操作に関して、指示系統等の役割分担を明確にすることも考えられる。 |

（巡回・清掃）

第６条 乙は、操作施設及び施設の周辺を定期的に巡回し、異常の有無について確認する。

２　巡回によって異常を発見した場合は、甲にその旨を速やかに報告する。

３　乙は、操作施設の周辺を定期的に清掃し、清潔に保たなければならない。

|  |
| --- |
| （留意点）  ・巡回・清掃を委託しない場合は、本条は不要。 |

（点検・試運転）

第７条 乙は、操作施設を定期的に点検し、または運転させ、施設が正常に稼働することを確認する。点検・試運転を行う際は、事前に甲に実施日を連絡する。

２　点検・試運転によって異常を発見した場合は、甲にその旨を速やかに報告しなくてはならない。

３　乙は、年に１度、操作の点検を台風発生時期の前に実施するものとする。点検によって異常を発見した場合は、甲にその旨を速やかに報告する。

|  |
| --- |
| （留意点）  ・甲乙の役割分担を明確にするため、甲が実施する場合は以下の様に規定する。ただし、点検・試運転を委託しない場合は、本条は省略することもできる。  「第７条　甲は、操作施設を定期的に点検し、または運転させ、施設が正常に稼働することを確認する  ２　甲は、年に１度、操作の点検を台風発生時期の前に実施するものとする。」 |

（施設備品の補充・交換）

第８条 乙は、操作施設の備品について、定期的またはその必要が生じた際、補充・交換を行う。

|  |
| --- |
| （留意点）  ・甲乙の役割分担を明確にするため、甲が実施する場合は以下の様に規定する。ただし、施設備品の補充・交換を委託しない場合は、本条は省略することもできる。  「第８条　甲は、操作施設の備品について、定期的またはその必要が生じた際、補充・交換を行う。」  ・備品の補充・交換は、作業のための人件費等、明確な実費を伴う場合があることから、施設のどの備品の補充・交換を行うかは、甲乙協議のうえ決定する必要がある。  ・補充・交換が考えられる備品としては、潤滑油、バッテリー、電球等が考えられる。 |

（施設の補修）

第９条 乙は、甲の指示に基づき、操作施設の軽微な補修を行う。

|  |
| --- |
| （留意点）  ・甲乙の役割分担を明確にするため、甲が実施する場合は以下の様に規定する。ただし、施設の補修を委託しない場合は、本条は省略することができる。  「第９条　甲は、操作施設の異常を発見した時は、速やかに詳細点検または補修を行う。」  ・施設の補修は、作業のための人件費等、明確な実費を伴う場合があることから、甲からの指示に基づき受託者が早期に実施可能な軽微な補修に限ることが望ましい。  ・軽微な補修の例として、扉体の小規模な再塗装等が考えられる。 |

（業務実施計画書の作成・提出）

第１０条　乙は、委託業務を実施するための業務実施計画書を作成し、本契約書の締結後30日以内に甲に提出し、承認を得なければならない。

２　前項の業務実施計画書に記載する項目は、別表第一に定めるところによる。

３　乙は、提出した業務実施計画書に記載した内容に変更がある場合は、速やかに変更した業務実施計画書を甲へ提出し、承認を得なければならない。

|  |
| --- |
| （留意点）  ・操作委託を行うにあたり、具体的な操作体制や手順を実情に応じて検討する必要がある。業務実施計画書の作成を通じて、委託者と受託者との間でコミュニケーションを行うことが重要である。  ・作成に不慣れな受託者に対しては、委託者が積極的にこれを支援するなど、適切な業務実施計画書の作成を促す。また、②指揮系統が明確でない受託者（個人や、自治会の当番制など）の場合は、別表第一に記載する項目を簡略化することにより、本条の履行に係る負担を軽減することも考えられる。  ・乙の意見を踏まえて作成された操作要領等を別に定める場合、同要領に従って業務を実施する旨を第５条に規定の上、本条を省略することも考えられる。 |

（現場操作員の安全確保）

第１１条　甲及び乙は、施設操作に際して、現場操作員の安全を確保する。

２　乙は、操作規則及び業務実施計画書に基づき、操作員の安全を確保した上で、施設の操作等に従事させなければならない。

３　乙は、気象情報や現場の情報等から、施設の操作等が安全に行えないと判断した場合は、操作員に施設の操作等は行わせず、速やかに安全な場所へ退避させるものとする。

４　甲は、閉鎖指示をした後であっても、施設の操作等が安全に行えないと判断した場合は、乙に対し避難を指示する。

|  |
| --- |
| （留意点）  ・操作規則に定める「操作施設の操作に従事する者の安全の確保に関する事項」（海岸法施行規則第五条の六　第四項）を踏まえ、齟齬のないよう、記載内容を検討する。 |

（業務実績報告書の作成・提出）

第１２条　乙は、委託業務について、実施状況を記した当該年度の業務実績報告書を作成し、年度終了後30日以内に甲に提出し、承認を得なければならない。

２　業務実績報告書に記載する項目は、別表第二に定めるところによる。

|  |
| --- |
| （留意点）  ・②指揮系統が明確でない受託者（個人や、自治会の当番制など）の場合は、別表第二に記載する項目を簡略化することにより、本条の履行に係る負担を軽減することも考えられる。  ・乙の意見を踏まえて作成された操作要領等を別に定める場合、同要領に従って業務報告を書面で提出（業務日報、訓練報告、点検結果報告等）するよう義務づけることにより、本条を省略することも考えられる。 |

（委託費及び支払方法）

第１３条　甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用として、年額○円 （うち消費税及び地方消費税の額○円）を支払うものとする。

２　前項の委託費は、委託業務終了後に、乙の請求及び前条に規定する業務実績報告書に基づいて精算するものとする。

３　甲は、請求書を受理した日から30日以内に委託費を支払うものとする。

|  |
| --- |
| （留意点）  ・委託費を支払う場合、支払い方法等に関する規定を定める必要がある。支払わない場合は、本条は省略する。  ・第２３条で契約を自動更新または複数年契約とする場合、定期的に委託費の見直しが必要となることから、「この委託業務を処理するための費用は、甲乙協議のうえ、別に定めるとする。」のような規定が考えられる。 |

（損害賠償責任）

第１４条　甲は、乙が本契約書及び操作規則に従って施設の操作を行う限り、施設の操作に関して背後地域に浸水が発生し、背後地域に立地する企業等の第三者が、施設や機材等の財産の損傷・流出、人員の怪我や落命等の損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。

２　甲は、乙が第６条の規定に基づき、現場操作員の安全確保のために施設の閉鎖操作を行わなかった場合に、第三者が損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。

３　ただし、乙が責めを負うべき重大な過失があると認められる場合には、甲と乙により、協議を行うものとする。

|  |
| --- |
| （留意点）  ・受託者は、委託された業務を実施する責任を負うこととなるが、地域によっては、全ての責任を負わせる形では受託者を確保することが困難な場合も想定されるとともに、海岸管理者において適切な体制を構築する責務がある。  ・そのため、受託者の安全が脅かされる危険性がある場合に操作を行わずに退避し、それに伴い背後地等が浸水するなど第三者が被害を受けたとしても、海岸管理者は受託者の責任を問わないよう規定するなど、責任関係を明確にしておくことが重要である。 |

（操作員の負傷等）

第１５条　乙は、委託業務の実施に際して事故等が発生し、現場操作員が負傷または死亡した場合、加入している労働者災害補償保険を活用し、現場操作員への補償を行う。

|  |
| --- |
| （留意点）  ・上記は、民間企業を想定した条文案となっているため、労働者災害補償保険を活用することとしているが、受託者の属性に応じて、労働者災害補償保険、公務災害補償、民間保険の活用を検討する。  ・補償内容については、委託者、受託者間において事前に協議し、協議結果を契約書においても確認しておくことが重要である。  ・操作員が自治会等の個人の場合、民間の傷害保険に加入していなければ水門・陸閘等の操作による負傷等に対して補償されないため、委託者は実情に応じて適切に補償内容を検討する必要がある。また、操作者が労働者災害補償保険や公務災害補償を受けられる場合でも、民間保険により補償を上乗せしている場合があり、必要に応じて民間保険を活用した補償の充実を検討することも考えられる。 |

（再委託）

第１６条　乙は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、委託業務の一部の実施を第三者に委託し、若しくは請け負わせる場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

３　乙は、前項の定めに従って、委託業務を第三者に再委託する場合は、書面による委託契約を締結するものとする。

４　乙は、本条第１項の定めに従って、委託業務を第三者に再委託する場合は、本契約書及び操作規則に準拠して、委託契約を行うものとする。

５　乙は、本条第１項の定めに従って、委託業務を第三者に再委託する場合は、再委託先との契約内容を含めた業務実施計画書を作成し、操作にかかる指示系統等を明確にしなければならない。

|  |
| --- |
| （留意点）  ・再委託を行う場合は、海岸管理者が現場操作員を最終操作者まで含めて確認できるよう、業務実施計画書などで最終操作者まで含む連絡体制表を確認するなど、操作にかかる指示系統、連絡先等を明確にしておくことが重要である。 |

（訓練の実施）

第１７条　操作施設の実地における訓練を、年に一度以上行うものとする。

２　前項の訓練は、業務実施計画書において、現場にて施設の操作を行うとされている現場操作員が参加したものでなければならない。

|  |
| --- |
| （留意点）  ・操作規則の継続的改善のため、訓練によって明らかとなった課題等を踏まえて、操作規則や業務実施計画書を適切に改善することが重要である。 |

（調査等）

第１８条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況等について調査を行い、若しくは、乙に対して報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除または変更）

第１９条　甲は、次のいずれかに該当するときは、いつでもこの契約を解除することができる。

一　乙がこの契約に反する行為をしたとき。

二　乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

三　暴力団又は暴力団員が、委託業務に関与していることが認められるとき

四　この契約締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

２　委託業務の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議によりこれを定めるものとする。

（引き継ぎ）

第２０条　施設等の用途を廃止したとき、又は甲が契約解除の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、甲の指定する期日までに施設を甲に引き継がなければならない。

（委託費の処理）

第２１条　甲が契約解除の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

（秘密の保持）

第２２条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（委託期間）

第２３条　委託期間は、平成○年４月１日から平成○年３月31日までとする。

|  |
| --- |
| （留意点）  ・契約書の数が膨大な場合、契約更新に係る事務作業を軽減するため、以下のように、契約を自動更新とする方法もある。  「第２２条　この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年３月３１日までとする。ただし、この契約の有効期間が満了する日の１ヶ月前までに甲または乙において、特に申し出がない時は、その後１年間引き続きその効力を有するものとする。」  ・ただし、自動更新や複数年契約とする場合、委託者は委託内容が確実に履行可能なものか定期的に見直しを行う必要がある。 |

（定めのない事項の処理）

第２４条　この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成　　年　　月　　日

（甲）住所

　　　海岸管理者名　　印

（乙）住所

　　　〇〇　　　　　　印

＜別表第一（第１０条関係）＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 内容 |
| 1 | 海岸管理者からの指示等の連絡先 | 海岸管理者から指示等の連絡を受ける連絡先電話番号等（複数）（平日の日中、夜間、休日別） |
| 2 | 高潮・高波、津波に関する情報入手手段 | 気象庁等からの高潮・高波、津波に関する情報の入手手段 |
| 3 | 委託業務の実施責任者 | 委託業務の実施にかかる責任者の氏名、連絡先 |
| 4 | 現場操作員 | 委託業務を現地において実施する現場操作員の氏名、連絡先 |
| 5 | 現場操作員の連絡体制 | 実施責任者が現場操作員に指示等を行うための連絡体制（平日の日中、夜間、休日別） |
| 6 | 業務の実施手順の詳細 | 海岸管理者からの閉鎖指示を受けた場合、または、地震の発生等を確認し、自ら施設の閉鎖判断を行う場合等の委託業務実施手順の詳細 |
| 7 | 退避にかかる判断基準 | 津波の発生が予測される場合の施設の開閉操作にかかる業務を実施するかどうかの判断規準となる各設定時間、退避場所 |
| 8 | 操作訓練の実施体制、スケジュール | 操作訓練を行う人員体制と、実施スケジュール |
| 9 | 巡回・清掃の詳細 | 実施時期・頻度、実施場所、実施方法、人員体制 |
| 10 | 点検・試運転の詳細 | 点検項目・内容、実施施設、実施頻度、実施方法、人員体制 |
| 11 | 施設備品の補充・交換の詳細 | 実施施設、実施時期・頻度、実施方法、人員体制 |
| 12 | 施設の補修の詳細 | 実施施設、実施時期・頻度、実施方法、人員体制 |

|  |
| --- |
| （留意点）  ・閉鎖操作のみを委託する場合は、項目1～項目8のみとする。 |

＜別表第二（第１２条関係）＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 内容 |
| ①高潮・高波の発生時の操作施設の開閉操作にかかる業務の実績報告書の項目 | | |
| 1 | 実施日 | 施設操作の実施日 |
| 2 | 実施施設 | 操作を行った施設 |
| 3 | 実施体制 | 操作を行った者（人数） |
| 4 | 閉鎖指示時刻 | 海岸管理者から閉鎖指示があった時刻 |
| 5 | 閉鎖時刻 | 操作施設を閉鎖した時刻 |
| 6 | 開放時刻 | 操作施設を開放した時刻 |
| ②津波の発生時の操作施設の開閉操作にかかる業務の実績報告書の項目 | | |
| 1 | 実施日 | 施設操作の実施日 |
| 2 | 実施施設 | 操作を行った施設 |
| 3 | 実施体制 | 操作を行った者（人数） |
| 4 | 閉鎖指示時刻または地震発生時刻 | 海岸管理者から閉鎖指示があった時刻、または自ら閉鎖操作の実施の可否を判断した場合は、判断のもとになった注意報等の発表等の情報入手時刻 |
| 5 | 現場操作員への閉鎖・避難指示時刻 | 現場操作員へ操作施設の閉鎖または避難を指示した時刻 |
| 6 | 閉鎖時刻 | 現場操作員が操作施設を閉鎖した時刻 |
| 7 | 避難完了時刻 | 現場操作員が退避場所に退避を完了した時刻 |
| 8 | 開放指示時刻 | 海岸管理者から開放指示があった時刻、または自ら開放の実施を判断した場合は、判断のもとになった注意報等の解除時刻等の情報入手時刻 |
| 9 | 現場操作員への開放指示時刻 | 現場操作員へ操作施設の開放を指示した時刻 |
| 10 | 開放時刻 | 現場操作員が操作施設を開放した時刻 |
| ③操作訓練にかかる実績報告書の項目 | | |
| 1 | 実施日 | 訓練の実施日 |
| 2 | 実施施設 | 訓練を行った施設 |
| 3 | 実施体制 | 訓練を行った者（人数） |
| 4 | 実施内容 | 訓練の内容 |
| 5 | 実施結果 | 訓練を通してみえてくる現状の操作・退避等にかかる問題点や課題 |
| ④巡回・清掃 | | |
| 1 | 実施日 | 巡回・清掃の実施日 |
| 2 | 実施施設 | 巡回・清掃を行った施設 |
| 3 | 実施体制 | 巡回・清掃を行った者（人数） |
| 4 | 実施内容 | 巡回・清掃の内容 |
| 5 | 実施結果 | 巡回による異常等の有無、清掃前と清掃後の状況 |
| ⑤点検・試運転 | | |
| 1 | 実施日 | 点検・試運転の実施日 |
| 2 | 実施施設 | 点検・試運転を行った施設 |
| 3 | 実施体制 | 点検・試運転を行った者（人数） |
| 4 | 実施内容 | 点検・試運転の内容 |
| 5 | 実施結果 | 点検・試運転による異常等の有無 |
| 6 | 結果への対応 | 点検後の対応の有無・内容 |
| ⑥施設備品の補充・交換 | | |
| 1 | 実施日 | 補充・交換の実施日 |
| 2 | 実施施設 | 補充・交換を行った施設 |
| 3 | 実施体制 | 補充・交換を行った者（人数） |
| 4 | 実施内容 | 補充・交換の内容（何をどの程度） |
| 5 | 次回への申送り事項 | 補充・交換に際しての留意点 |
| ⑦施設の補修 | | |
| 1 | 実施日 | 補修の実施日 |
| 2 | 実施施設 | 補修を行った施設 |
| 3 | 実施体制 | 補修を行った者（人数） |
| 4 | 実施内容 | 補修の内容 |
| 5 | 次回への申送り事項 | 補修に際しての留意点 |

|  |
| --- |
| （留意点）  ・閉鎖操作のみを委託する場合は、項目①～項目③のみとする。 |